

岩手県県税条例施行規則をここに公布する。

令和3年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第80号

岩手県県税条例施行規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の全部を改正する。

目次

## 第1章 総則

第1節 通則（第1条―第10条）

第2節 賦課徴収（第11条―第34条）

第3節 過料処分及び犯則取締り（第35条―第38条）

第4節 納税証紙印及び始動票札（第39条―第45条）

## 第2章 普通税

第1節 県民税（第46条―第58条）

第2節 事業税（第59条―第63条）

第3節 地方消費税（第64条）

第4節 不動産取得税（第65条―第68条）

第5節 県たばこ税（第69条・第70条）

第6節 ゴルフ場利用税（第71条―第80条）

第7節 軽油引取税（第81条―第87条）

第8節 自動車税（第88条―第103条）

第9節 鉦区税及び固定資産税（第104条―第106条）

## 第3章 目的税（第107条）

## 第4章 県税関係の申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の特例（第108条・第109条）

附則

### 第1章 総則

#### 第1節 通則

（趣旨）

第1条 この規則は、岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号。以下「条例」という。）の実施のための手続その他その施行について必要な事項を定めるものとする。

（徴収金等についての書類等）

第2条 条例第5条第1項に規定する徴収金（以下「徴収金」という。）、過料又は歳入歳出外現金等についての書類、帳簿又は報告書その他出納に関する取扱手続で条例又はこの規則に定めのないものは、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の定めるところによる。

（県税収入報告書）

第3条 条例第23条ただし書に規定する出納員（以下「出納員」という。）は、毎月、別に定める様式による県税収入報告書を作成し、当月分を翌月10日までに総務部長を経由して会計管理者に提出するものとする。

（県税収入決算報告書）

第4条 出納員は、毎年度、別に定める様式による県税収入決算報告書を作成し、翌年度の6月20日までに総務部長を経由して会計管理者に提出するものとする。

（徴税吏員の任命）

第5条 次に掲げる職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、当該職員である間、徴税吏員に命ぜられたものとする。

(1) 総務部長及び総務部副部長の職にある職員並びに総務部税務課に勤務する職員

(2) 次の表の左欄に掲げる出先機関（岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第3章に規定する出先機関をいう。以下同じ。）の職員のうち、それぞれ同欄に掲げる出先機関の区分に応じ、同表の中欄に定める職にある職員及び同表の右欄に定める職員

出先機関	職	職員
広域振興局	局長並びに県税の賦課徴収に関する業務を所掌する副局長、経営企画部長（県税部が置かれる広域振興局を除く。）及び経営企画部地域振興センター所長	県税部、県税部県税センター、経営企画部県税室又は経営企画部地域振興センター県税室に勤務する職員
岩手県東京事務所	所長及び総務行政部長	総務行政部に勤務する職員のうち県税の賦課徴収に関する業務を総括する職員及び当該業務に従事する職員

(徴税吏員に対する職務の指定)

第6条 前条の規定により徴税吏員に命ぜられたものとされた職員（任期を定めて採用された職員を除く。）は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第1章第16節に規定する職務を行う徴税吏員として指定されたものとする。

(徴税吏員証の携帯)

第7条 徴税吏員は、次に掲げる場合には、徴税吏員証（様式第1号（法第1章第16節に規定する職務を行う徴税吏員として指定された者にあつては、様式第2号））を携帯しなければならない。

(1) 県税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合又は滞納処分に関する調査のため質問、検査若しくは捜索を行う場合

(2) 県税の犯則事件に関する調査のため質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え（法第22条の4第1項に規定する記録命令付差押えをいう。）を行う場合

(委任外事項等)

第8条 条例第5条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 口座振替による県税の納付を依頼する申出について、当該申出の内容を確認する事務に関する事項

(2) 大規模の償却資産の価額の決定及び大規模の償却資産に係る固定資産税の課税標準額の決定に関する事項

(3) 法附則第7条第1項に規定する申告特例通知書の送付に関する事項

2 知事は、条例第5条第1項各号に掲げる事項（前項第1号に掲げる事項を除く。）について決定したときは、必要事項を関係する広域振興局長（以下「局長」という。）に通知するものとする。

3 局長は、条例第5条第1項第2号の規定による課税地の指定を要するものがある場合においては、知事にその指定を求めるものとする。

(条例第6条に規定する他の都道府県の地域)

第9条 条例第6条に規定する他の都道府県で規則で定める地域は、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に属する地域とする。

(県税の収納の事務の委託の基準)

第10条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 普通地方公共団体の公金又は電気料、ガス料、電信電話料等の収納の事務について実績を有すること。

(2) 経営状況及び財務状況が良好であること。

(3) 収納した現金を滞滞なく指定金融機関に払い込むことができ、かつ、その収納の状況を電磁的記録として正確に記録し、県の使用に係る電子計算機と県税の収納の事務を受託した者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処

理組織を使用する方法により遅滞なく知事に必要な報告をすることができる技術的な基礎を有すること。

## 第2節 賦課徴収

(軽油引取税の課税地)

第11条 条例別表第1に規定する規則で定める場所は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所とする。

- (1) 特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者 事業所の所在地
- (2) 法第144条の2第5項に規定する自動車の所有者 自動車の主たる定置場の所在地
- (3) 特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している者 その者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地
- (4) 法第144条の6に規定する軽油の引取りを行った者で当該軽油を譲渡し、又は同条に規定する用途以外の用途に自ら消費するもの 当該軽油に係る同条に規定する免税証の交付を受けた場所の所在地
- (5) 特約業者又は元売業者以外の者で軽油を製造して当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡するもの 当該消費又は譲渡に直接関係を有する事務所又は事業所の所在地
- (6) 特約業者又は元売業者以外の者で軽油を輸入するもの 当該輸入に直接関係を有する事務所又は事業所の所在地  
(申告書等への個人番号等の記載を要しない場合)

第12条 条例第11条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる書類を提出する場合とする。

- (1) 県税の納付又は納入に係る書類
- (2) 軽油引取税の免税軽油(条例第87条に規定する免税軽油をいう。以下同じ。)の引取りに係る報告書等
- (3) 自動車税(新規登録分に限る。)の申告書等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類  
(調定)

第13条 局長は、徴収金を徴収しようとするときは、別に定める様式による賦課・調定決定書により、その徴収の調定をするものとする。

2 局長は、前項の調定をした徴収金について減額すべき理由が生じたときは、同項の賦課・調定決定書によりその減額の調定をするものとする。

3 局長は、証紙徴収の方法により納付された環境性能割額、種別割額及び狩猟税額に相当する額を証紙収入整理特別会計の歳入から一般会計の歳入に振り替え、第1項の賦課・調定決定書により調定するものとする。

(調定の通知)

第14条 局長は、前条の規定により調定をしたときは、別に定める様式による調定通知書により、直ちに出納員に通知するものとする。

(納税の告知)

第15条 法第13条の規定による納付又は納入の告知は、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 更正又は決定に伴う不足税額又は不足金額及び当該不足税額又は不足金額に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金 更正又は決定の通知書
- (2) 普通徴収の方法によって徴収する税及び当該税に係る延滞金 別に定める様式による納税通知書
- (3) 証紙徴収又は条例第104条の方法によって徴収する税に係る不足税額及び当該不足税額に係る延滞金 別に定める様式による納税の告知書

(領収証書の交付)

第16条 出納員は、徴収金(証紙徴収の方法による環境性能割、種別割及び狩猟税に係る徴収金を除く。)を領収したときは、当該徴収金を納付又は納入した者に別に定める様式による領収証書を交付するものとする。この場合において、当該徴収金が納付書又は納入書によって納付又は納入されたときは、領収証書に別に定める様式による領収印を押印して、これを交付することが

できる。

(出納員の徴収金の払込み)

第17条 出納員は、徴収金を領収したときは、会計規則第22条第1項に定める日までに別に定める様式による現金払込書により岩手県指定金融機関に払い込むものとする。

第18条 岩手県指定金融機関は、出納員から現金払込書を添えて現金の払込みを受けたときは、これを領収し、領収証書を出納員に交付するとともに領収済通知書は出納員に送付し、現金払込書は領収年月日を記入して当該指定金融機関において保存しておくなければならない。

(調定及び収入の更正)

第19条 局長は、第14条の規定により調定通知書を送付した収入金の所属年度、会計名又は歳入科目に過誤を発見したときは、別に定める様式による収入更正通知票を作成し、出納員に対し、送付するものとする。

(県税収入日計表の作成)

第20条 出納員は、毎日、別に定める様式による県税収入日計表を作成するものとする。

(納税管理人の承認等の通知)

第21条 局長は、条例第12条第2項又は第3項の規定による申請書の提出があった場合において、納税管理人の承認をし、又は承認をしなかったときは、その旨を別に定める様式による納税管理人承認(不承認)通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 局長は、条例第12条第4項に規定する規定による申請があった場合において、徴収金の徴収の確保に支障がないことについての認定をし、又は認定をしなかったときは、その旨を別に定める様式による徴収金の徴収確保に支障がないことの認定(認定をしないこと)通知書により当該申請者に通知するものとする。

(災害等による期限の延長の承認等の通知)

第22条 局長は、条例第16条第3項の規定による申請書の提出があった場合において、期限の延長を承認し、又は承認しなかったときは、遅滞なく、その旨を別に定める様式による災害等による期限の延長承認(不承認)通知書により当該申請者に通知するものとする。

(徴収猶予に伴う差押解除の不承認の通知)

第23条 局長は、条例第19条の規定による申請書の提出があった場合において、その申請を承認しないときは、その旨を別に定める様式による徴収猶予に伴う差押財産解除不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(納付又は納入義務の消滅の通知)

第24条 局長は、滞納処分の執行を停止した徴収金について法第15条の7第4項又は第5項の規定によりその納付し、又は納入する義務が消滅したときは、その旨を別に定める様式による納税義務消滅通知書により、当該停止を受けていた者に通知するものとする。

(条例第23条ただし書に規定する県の機関等)

第25条 条例第23条ただし書に規定する規則で定める県の機関は、岩手県東京事務所とする。

2 条例第23条ただし書に規定する規則で定めるものは、広域振興局県税部の納税課長(盛岡広域振興局にあつては、県税部納税室管理課長)及び県税センター納税課長並びに経営企画部の県税室長及び地域振興センター県税室長(宮古地域振興センターにあつては、県税室納税課長)並びに岩手県東京事務所総務行政部長の職にある者をもって充てられるものとする。

(担保の提供手続)

第26条 局長は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)第6条の10(政令第39条の12及び第43条の16第2項において準用する場合を含む。)の規定による担保の提供を受ける場合は、その提供をしようとする者から別に定める様式による猶予に係る担保提供書又は別に定める様式による県たばこ税の納期限の延長に係る担保提供書を徴するものとする。

2 局長は、法第16条第3項(法第16条の3第3項、第72条の38の2第12項、第74条の11第2項及び第144条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めるときは、文書

により行うものとする。

(納付又は納入の委託に係る有価証券の種類)

第27条 法第16条の2第1項に規定する地方団体の長が定める有価証券は、次に掲げるもので、その証券の券面金額が納付又は納入の委託の目的である徴収金の金額の合計額を超えないものとする。ただし、その超えることを徴税吏員が認めたものについては、この限りでない。

(1) 法第16条の2第3項の規定に基づいて徴税吏員が再委託をする金融機関（以下「再委託銀行」という。）及び再委託銀行が加入している手形交換所に加入している他の銀行（手形交換所に準ずる制度を利用している再委託銀行と交換決済をし得る金融機関を含む。以下「所在地の銀行」という。）を支払人とし、再委託銀行の名称（店舗名を含む。）を記載した次のいずれかに該当する特定線引の小切手

ア 振出人が納付又は納入の委託をする者であるときは、知事又は局長を受取人とする記名式のもの

イ 振出人が納付又は納入の委託をする者以外の者であるときは、納付又は納入の委託をする者が知事又は局長に取立てのための裏書をしたもの

(2) 支払場所を所在地の銀行とする次のいずれかに該当する約束手形又は為替手形

ア 約束手形及び為替手形（振出人が支払人となっているものに限る。）の振出人が納付又は納入の委託をする者であるときは、知事又は局長を受取人とし、かつ、指図禁止の文言の記載のあるもの

イ 約束手形にあつては振出人、為替手形（引受けのあるものに限る。）にあつては支払人が納付又は納入の委託をする者以外の者であるときは、納付又は納入の委託をする者が知事又は局長に取立てのため裏書をしたもの

(3) 再委託銀行を通じて取り立てることができ、支払人又は支払場所を所在地の銀行以外の銀行とする前2号の要件を満たす小切手、約束手形又は為替手形

(保全担保解除の通知)

第28条 局長は、法第16条の3第8項又は第9項の規定により担保の解除をした場合は、その旨を文書により当該解除に係る抵当権の設定者に通知するものとする。

(予納金の収納科目)

第29条 法第17条の3第1項各号に掲げる徴収金の納付又は納入があつた場合は、当該徴収金について納期が到来した場合において収入されるべき科目に収納するものとする。

(公示送達)

第30条 法第20条の2第1項の規定に基づく公示送達は、別に定める様式による公示送達書を、県又は広域振興局の掲示場に掲示して行うものとする。

(延滞金の減免)

第31条 法第2章及び第4章の規定により減免することができる延滞金の範囲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 通信又は交通の途絶によって、税金又は納入金を納付又は納入できなかった場合 その事故継続期間の延滞金

(2) 納税者又は特別徴収義務者が死亡し、又は身体の拘束を受けた場合において他に税金又は納入金の納付又は納入に関する事務を管理すべき者がいないため納付又は納入ができなかった場合 その税金又は納入金の納付又は納入に関する事務管理者がなかった期間の延滞金

(3) 納税者の財産の全部又は大部分につき滞納処分、強制執行、競売の開始、仮差押え又は仮処分を受け、納税資金の調達が困難となり税金を納付できなかった場合 その相当と認める期間の延滞金

(4) 災害により納税者又は特別徴収義務者がその資産又は納入金の大部分を失い、税金又は納入金を完納できなかった場合 その相当と認める期間の延滞金

2 局長は、前項各号に掲げる場合を除くほか、税金を納付しなかったこと又は納入金を納入しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、その相当と認める期間の延滞金を減免することができる。

- 3 前2項に規定する延滞金の減免を受けようとする者は、税金又は納入金を納付し、又は納入する日までに、別に定める様式による延滞金減免申請書にその減免を受けようとする理由を証明するに足りる書類を添付して、局長に提出しなければならない。
- 4 局長は、前項の規定による延滞金減免申請書の提出があった場合において、延滞金の減免の承認をし、又は承認をしなかったときは、その旨を別に定める様式による延滞金減免承認（不承認）通知書により当該申請者に通知するものとする。

（法第20条の10の規定以外の納税証明書の交付）

第32条 局長は、法第20条の10に規定する証明書以外の証明書で民事執行法（昭和54年法律第4号）第18条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づくものの交付の請求があったときは、その請求書に証明した旨を記載して証明書に代えることができる。

（差押物件の封印票等）

第33条 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第60条第2項の規定により封印又は公示書により差し押えた旨を表示する場合は、差押物件封印票（様式第3号）又は差押公示書（様式第4号）により行うものとする。

（賦課徴収に係る書類の様式等）

第34条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第12条第2項又は第3項	納税管理人申告書
2 条例第12条第2項又は第3項	納税管理人承認申請書
3 法第29条第2項、第72条の9第2項、第73条の10第2項、第79条第2項、第153条第2項、第190条第2項又は第745条第1項において準用する法第355条第2項	徴収金の徴収確保に支障がないことの認定申請書
4 条例第16条第3項	災害等による期限の延長申請書
5 政令第2条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）	相続人代表者の指定（変更）届出書
6 政令第2条第5項	相続人代表者の指定通知書
7 法第11条第1項（法第16条の5第4項において準用する場合を含む。）	第二次納税義務者（保証人）に対する納付（納入）通知書
8 法第11条第2項（法第16条の5第4項において準用する場合を含む。）	納付（納入）催告書
9 法第11条の9第3項	所有権留保付自動車に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除申告書
10 政令第6条の2の2	滞納処分費の納付告知書
11 政令第6条の2の3（政令第6条の8第4項において準用する場合を含む。）	繰上徴収・納期限変更告知書
12 政令第6条の3第1項又は第2項	強制換価の場合の県税の徴収通知書
13 政令第6条の6第1項	担保権付財産が譲渡された場合の徴収金の徴収通知書
14 政令第6条の6第2項	担保権付財産が譲渡された場合の徴収金の交付要求書
15 法第14条の18第2項	譲渡担保財産からの徴収金の徴収告知書
16 政令第6条の8第2項	譲渡担保財産からの徴収金の徴収通知書
17 法第15条の2第1項又は第2項	徴収猶予申請書
18 法第15条の2第3項	徴収猶予の期間の延長申請書
19 法第15条の2の2第1項（法第144条の29第2項におい	徴収猶予承認通知書

て準用する場合を含む。)	
20 法第15条の2の2第1項(法第144条の29第2項において準用する場合を含む。)	徴収猶予の期間の延長承認通知書
21 法第15条の2の2第2項(法第144条の29第2項において準用する場合を含む。)	徴収猶予不承認通知書
22 法第15条の2の2第2項(法第144条の29第2項において準用する場合を含む。)	徴収猶予の期間の延長不承認通知書
23 条例第19条(条例第90条第2項において準用する場合を含む。)	徴収猶予に伴う差押解除申請書
24 法第15条の3第2項	徴収猶予取消注意書
25 法第15条の3第3項(法第15条の5の3第2項及び第15条の6の3第2項において準用する場合を含む。)	徴収猶予・換価の猶予・滞納処分の執行の停止取消通知書
15条の8第2項	
26 法第15条の5の2第3項	換価の猶予(分納誓約承認)通知書
27 法第15条の6の2第1項	換価の猶予申請書
28 法第15条の6の2第2項	換価の猶予期間の延長申請書
29 法第15条の6の2第3項	換価の猶予承認通知書
30 法第15条の6の2第3項	換価の猶予期間の延長承認通知書
31 法第15条の6の2第3項	換価の猶予不承認通知書
32 法第15条の6の2第3項	換価の猶予期間の延長不承認通知書
33 法第15条の7第2項	滞納処分の執行の停止通知書
34 政令第6条の11第1項	保全担保提供命令書
35 法第16条の3第4項	保全担保に係る抵当権設定通知書
36 法第16条の4第2項	保全差押金額決定通知書
37 政令第6条の12第5項	保全差押金額の担保に係る金銭の充当申請書
38 法第16条の4第4項第1号	保全差押財産の解除請求書
39 条例第23条	納付・納入(払込)書
40 条例第24条	過誤納金還付請求書
41 法第17条の2第5項	過誤納金等充当通知書
42 法第20条第2項又は第3項	送達書
43 政令第6条の20	第三者納付・納入に係る理由書
44 政令第6条の20	第三者納付・納入に係る同意書
45 条例第26条第1項	納税証明書交付請求書
46 法第20条の10	納税証明書
47 法第2章又は第4章	督促状

2 前項に定めるもののほか、賦課徴収及び歳入歳出外現金等に関する書類で出納に係るものについては、別に定めるところによる。

3 第1項の表の9の項の所有権留保付自動車に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除申告書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

(1) 所有権留保付自動車に係る売買契約書

- (2) 所有権留保付自動車の所在についての調査記録等当該所有権留保付自動車の所在が不明であることを証明する書類
  - (3) 返戻された買主宛ての所有権留保付自動車代金払込催告書に係る配達証明郵便物等買主の住所又は居所が不明であることを証明する書類
  - (4) 支払を拒絶された手形、貸倒損失に関する会計上の記録等所有権留保付自動車代金の全部又は一部を売主が受け取ることができないことを証明する書類
- 4 条例第18条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
  - (2) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
  - (3) 徴収の猶予を受けようとする期間
  - (4) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうかの別（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
  - (5) 徴収の猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、第3号に規定する期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 5 条例第18条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (2) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
  - (3) 徴収の猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、前項第3号に規定する期間が3月を超える場合には、法第16条第4項の政令の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 6 条例第18条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第4項各号に掲げる事項
  - (2) 徴収の猶予の申請をやむを得ない理由により納付し、又は納入すべき徴収金の納期限後にする場合には、その理由
- 7 条例第18条第4項に規定する規則で定める書類は、第5項第2号及び第3号に掲げる書類とする。
- 8 条例第18条第5項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収の猶予を受けた期間内に当該猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由及び当該期間の延長を受けようとする期間
  - (2) 第4項第4号及び第5号に掲げる事項
- 9 条例第19条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 差押えを受けた財産の名称及び数量
  - (2) 差押えの解除を受けようとする財産の名称及び数量
  - (3) 差押えの解除を受けようとする理由
- 10 条例第20条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
  - (2) 換価の猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、法第16条第4項の政令の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 11 条例第21条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第4項第1号に掲げる事項



- (2) 納付し、又は納入すべき金額のうち換価の猶予を受けようとする金額
- (3) 換価の猶予を受けようとする期間
- (4) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- (5) 換価の猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、第3号に規定する期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

12 条例第21条第4項に規定する規則で定める書類は、第10項各号に掲げる書類とする。

13 条例第21条第5項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 換価の猶予を受けた期間内に当該猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由及び当該期間の延長を受けようとする期間
- (2) 第11項第4号及び第5号に掲げる事項

14 条例第25条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 予納しようとする金額
- (2) 予納しようとする理由
- (3) 法第17条の規定により還付を受けるべき過誤納金（法第17条の4の規定による還付加算金を含む。）をもって第1号の金額に充てようとする場合には、その金額

15 条例第26条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 証明を受けようとする事項
- (2) 証明書の使用目的
- (3) 証明書の枚数

第3節 過料処分及び犯則取締り

(過料処分)

第35条 知事は、過料処分の決定をしたときは、別に定める様式による過料処分決定書を、局長を経由して過料に処する者に交付するものとする。

2 局長は、過料処分に関し第8条第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに過料に処された者に納入通知書を発し、その過料を徴収するものとする。

(領置物件等の還付)

第36条 徴税吏員は、法第22条の17第1項の規定により領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件を還付し、又は法第22条の31の規定により解除を命ぜられた領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件を還付するときは、別に定める様式による領置・差押・記録命令付差押物件還付請求書を徴すものとする。

(政令第6条の22の2の規定による封印票の様式)

第37条 政令第6条の22の2の規定による県税犯則事件領置・差押・記録命令付差押物件封印票の様式は、様式第5号によるものとする。

(犯則取締りに係る書類の様式)

第38条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 法第22条の15	領置・差押・記録命令付差押調書
2 法第22条の16第1項	領置・差押・記録命令付差押物件保管証
3 法第22条の28第1項	通告書

4 法第22条の31	通知書
5 政令第6条の22の6第1項	領置・差押・記録命令付差押物件保管通知書

第4節 納税証紙印及び始動票札

(納税証紙印の形式)

第39条 条例第96条第1項に規定する環境性能割納税証紙印及び条例第103条第1項に規定する種別割納税証紙印（以下この節において「納税証紙印」という。）の形式は、別表第1のとおりとする。

(収納計器取扱人の指定申請の手続)

第40条 条例第96条第2項（条例第103条第2項において準用する場合を含む。）の規定による証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）の取扱人（以下「収納計器取扱人」という。）としての指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の主たる業務の内容
- (2) 収納計器の設置場所
- (3) 納税証紙印の押印に係る経費の見込額
- (4) 申請者の所有する資産

(始動票札の形式)

第41条 条例第97条第1項（条例第103条第2項において準用する場合を含む。）に規定する始動票札（以下「始動票札」という。）の形式は、別表第2のとおりとする。

(始動票札の買受け等)

第42条 収納計器取扱人は、始動票札を買受けようとするときは、別に定める様式による始動票札買受申込書に当該始動票札の代金を添えて収納計器取扱人の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する局長（以下この節において「所管の局長」という。）に提出しなければならない。

2 収納計器取扱人は、当月分の納税証紙印の押印金額等を別に定める様式による収納計器使用実績報告書により翌月5日までに、所管の局長に報告しなければならない。

(始動票札の取扱手数料の交付)

第43条 収納計器取扱人に対しては、始動票札の取扱手数料（以下この節において「手数料」という。）として、当該年度において当該収納計器取扱人に売り渡した始動票札の代金の総額を、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した額の合計額に100分の110を乗じて得た額に相当する金額を交付する。

2億円以下の金額	100分の1.5
2億円を超え3億円以下の金額	100分の1.0
3億円を超え10億円以下の金額	100分の0.6
10億円を超え15億円以下の金額	100分の0.5
15億円を超える金額	100分の0.4

2 手数料の交付は、収納計器取扱人が始動票札を買受ける都度、当該買受ける始動票札の代金と当該収納計器取扱人が当該年度において既に関し買受けた始動票札の代金との合計額について前項の規定により算定した手数料の額から当該収納計器取扱人に対し当該年度において既に交付した手数料の額を控除して得た額について行うものとする。

(誤表示額の還付)

第44条 収納計器取扱人は、条例第95条第1項及び第102条第1項に規定する申告書に収納計器によって環境性能割額及び種別割額の合計額に相当する金額を超えた額（以下「誤表示額」という。）を表示した場合は、始動票札の買受けの都度、別に定める様式による誤表示額還付請求書を、所管の局長に提出しなければならない。

2 所管の局長は、前項の規定による誤表示額還付請求書の提出があったときは、誤表示額から始動票札売渡しの際既に交付した手数料のうち当該誤表示額に対応する手数料の額を控除して得た額に相当する金額を還付するものとする。

(始動票札の返還に伴う還付)

第45条 条例第97条第2項ただし書(条例第103条第2項において準用する場合を含む。)の規定により収納計器取扱人から始動票札の返還があったときは、当該始動票札の金額から当該始動票札に係る納税証紙印の押印に係る金額を控除して得た額から当該始動票札売渡しの際既に交付した手数料のうち当該控除して得た額に対応する手数料の額を控除して得た額に相当する金額を還付するものとする。

## 第2章 普通税

### 第1節 県民税

(個人の県民税に係る徴収金の払込方法)

第46条 市町村が法第42条第3項の規定により個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、別に定める様式による納付・納入(払込)書により翌月10日までに岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関又は岩手県収納代理金融機関に払い込むものとする。

(個人県民税徴収取扱費の算定)

第47条 法第47条第1項の徴収取扱費は、次の各号に掲げる月の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより、別に定める様式による個人の県民税徴収取扱費計算書によって算定するものとする。

#### (1) 4月 次に掲げる額の合計額

ア 前年度の法第47条第1項第1号の納税義務者の数に基づき同号の規定により算定して得られた額から前年度の8月及び12月の次号アに掲げる額を減じて得た額

イ 当該月の前4月間における事実に係る法第47条第1項第2号から第5号までに掲げる金額を合算して得た額

#### (2) 8月及び12月 次に掲げる額の合計額

ア 当該月の前月末の法第47条第1項第1号の納税義務者の数に基づき同号の規定により算定して得られた額に3分の1を乗じて得た額

イ 当該月の前4月間における事実に係る法第47条第1項第2号から第5号までに掲げる金額を合算して得た額

(個人の県民税及び個人の市町村民税に係る徴収又は滞納処分をする徴収金の徴収の引継ぎ又は引受け)

第48条 局長は、法第48条第3項の規定による個人の県民税及び個人の市町村民税に係る徴収又は滞納処分をする徴収金の徴収の引継ぎ(以下この条において「徴収の引継ぎ」という。)を受けた場合は、別に定める様式による徴収引受書(個人の県民税用)を当該徴収の引継ぎをしようとする市町村の徴税吏員に交付するものとする。

2 局長は、徴収の引継ぎを受けたときは、その旨を別に定める様式による個人の県民税及び市町村民税の納付通知書により当該徴収の引継ぎに係る納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。

3 局長は、徴収の引継ぎを受けた場合において、法第48条第1項の規定による一定の期間が経過したときは、当該徴収の引継ぎをした市町村の徴税吏員に対して、別に定める様式による徴収引継書(個人の県民税用)によりその引継ぎをするものとする。

(個人の県民税及び個人の市町村民税に係る徴収金の取扱い)

第49条 法第48条第1項の規定により徴収した個人の県民税に係る徴収金及び個人の市町村民税に係る徴収金(以下この条において「徴収引継ぎ徴収金」という。)は、歳入歳出外現金等に繰り入れ、個人の県民税については当該徴収した月の末日において当該税の歳入科目に繰り入れ、個人の市町村民税については当該徴収した月の翌月10日までに当該市町村に払い込むものとする。

2 局長は、徴収引継ぎ徴収金に係る市町村への払込みに関し市町村長から申出があった場合には、前項の規定にかかわらず、当該徴収引継ぎ徴収金の全額を当該徴収した月の翌月10日までに当該市町村に払い込むものとする。この場合において、当該徴収引継ぎ徴収金のうち個人の県民税に係る徴収金の県への払込みは、法第42条第3項の定めるところによる。

3 局長は、前2項の規定により徴収引継ぎ徴収金を市町村に払い込む場合は、当該徴収引継ぎ徴収金に係る徴収の状況を別に定める様式による通知書により市町村長に通知するものとする。

(個人の県民税に係る書類の様式)

第50条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第31条第1項又は第2項	個人の県民税の賦課に関する報告書
2 条例第31条第3項	個人の県民税の賦課に関する報告書
3 条例第31条第4項	個人の県民税（個人の市町村民税）徴収状況報告書
4 条例第31条第5項	年度個人の県民税（個人の市町村民税）の滞納状況に関する報告書
5 法第48条第7項	年度個人の県民税（個人の市町村民税）の滞納処分に関する通知書

（中間申告納付に係る法人の県民税のみならず課税の通知）

第51条 局長は、法人の県民税の中間申告納付をすべき法人が、所定の期間内にその中間申告納付をしなかった場合において、法第53条第1項又は第3項の規定により提出すべき申告書の提出があったものとみなして県民税を課するときは、そのみなした旨を、別に定める様式による法人県民税の中間申告に係るのみならず申告通知書により当該法人に通知するものとする。

（法人の県民税に係る書類の様式）

第52条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 法第55条第4項	法人県民税の更正、決定通知（納税の通知）書
2 法第63条第3項	法人県民税の課税標準額等の通知書
3 法第63条第4項	法人税額等の更正、決定通知書

（利子割交付金の交付の通知）

第53条 知事は、法第71条の26第1項の規定により県内の市町村に対し利子割交付金を交付する場合は、別に定める様式による利子割交付金交付通知書により当該市町村長に通知するものとする。

（利子割に係る書類の様式等）

第54条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第37条	営業所等設置等の届出書
2 法第71条の11第4項、第71条の14第6項又は第71条の15第5項	利子等に係る県民税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書

2 条例第37条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 営業所等において行う支払の事務（支払に関連を有する事務を含む。）又は支払の取扱いの事務に係る利子等の種別
- (2) 届出事由の種別
- (3) 新設等年月日

3 条例第37条第2項に規定する規則で定める事項は、前項第1号に掲げる事項とする。

（配当割交付金の交付の通知）

第55条 知事は、法第71条の47第1項の規定により県内の市町村に対し配当割交付金を交付する場合は、別に定める様式による配当割交付金交付通知書により当該市町村の長に通知するものとする。

（配当割に係る書類の様式）

第56条 法第71条の32第4項、第71条の35第7項又は第71条の36第5項の規定による配当割に係る更正、決定等の通知は、別に定める様式による特定配当等に係る県民税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書によるものとする。

（株式等譲渡所得割交付金の交付の通知）

第57条 知事は、法第71条の67第1項の規定により県内の市町村に対し株式等譲渡所得割交付金を交付する場合は、別に定める様式による株式等譲渡所得割交付金交付通知書により当該市町村の長に通知するものとする。

(株式等譲渡所得割に係る書類の様式)

第58条 法第71条の52第4項、第71条の55第7項又は第71条の56第5項の規定による株式等譲渡所得割に係る更正、決定等の通知は、別に定める様式による特定株式等譲渡所得金額に係る県民税更正、決定・加算金決定通知(納税の通知)書によるものとする。

## 第2節 事業税

(中間申告納付に係る法人の事業税のみならず課税の通知)

第59条 局長は、法人の事業税の中間申告納付をすべき法人が、所定の期間内にその中間申告納付をしなかった場合において、法第72条の26第5項の規定によって同条第1項本文の規定により提出すべき申告書の提出があったものとみなして事業税を課するときは、そのみなした旨を、別に定める様式による法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の中間申告に係るみなす申告通知書により当該法人に通知するものとする。

(個人の事業税の訂正の通知)

第60条 局長は、個人の事業税を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、別に定める様式による個人事業税訂正通知(納税の通知)書により当該納税者に通知するものとする。

(個人事業税の減免の承認等の通知)

第61条 局長は、条例第52条第3項の規定による申請書の提出があった場合において、減免の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による個人事業税減免承認(不承認)・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(法人事業税交付金の交付の通知)

第62条 知事は、法第72条の76の規定により県内の市町村に対し法人事業税交付金を交付する場合は、別に定める様式による法人事業税交付金交付通知書により当該市町村の長に通知するものとする。

(事業税に係る書類の様式等)

第63条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 法第72条の40第1項又は第72条の50第3項	事業税法人・個人分の所得金額の更正・決定に関する請求書
2 法第72条の42、第72条の46第6項又は第72条の47第5項	法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の更正、決定・加算金決定通知(納税の通知)書
3 法第72条の48の2第12項	法人事業税の課税標準額等の通知書
4 政令第24条の3第3項、第24条の4第5項若しくは第7項、第24条の4の2又は第24条の4の3第1項若しくは第2項	法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の申告納付期限の延長承認(不承認)・取消・変更通知書
5 法第72条の54第3項(関係道府県知事に通知する場合に限る。)	事業税に係る所得金額の分割通知書
6 法第72条の54第3項(納税者に通知する場合に限る。)	個人事業税に係る所得金額の分割決定通知書
7 法第72条の58	個人事業所得決定通知書
8 条例第44条	法人の事業開始等申告書
9 条例第50条	個人の事業開始等申告書

2 条例第42条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 区分計算の開始の年月日

(2) 区分計算の方法を変更しようとする場合にあっては、その事由

3 条例第45条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 納付すべき金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額

(2) 徴収の猶予を受けようとする理由及びその期間

(3) 分割納付の方法により徴収の猶予を受けようとする場合にあっては、その分納金額及びその納付すべき期限

(4) 提供しようとする担保の種類、数量、価格、所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となる事項

4 条例第45条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする理由及びその期間

(2) 前項第3号及び第4号に掲げる事項に相当する事項

5 条例第47条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 区分計算の開始の年月日

(2) 区分計算の方法を変更しようとする場合にあっては、その事由

6 条例第52条第3項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による個人事業税減免申請書とする。

7 前項の個人事業税減免申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 納付すべき税額及び減免を受けようとする税額並びにこれらの内訳

(2) 減免を受けようとする理由

### 第3節 地方消費税

(地方消費税交付金の交付の通知)

第64条 知事は、法第72条の115第1項の規定により県内の市町村に対し地方消費税交付金を交付する場合は、別に定める様式による地方消費税交付金交付通知書により当該市町村の長に通知するものとする。

### 第4節 不動産取得税

(不動産取得税の課税免除の承認等の通知)

第65条 局長は、条例第65条第2項の規定による免除申請書の提出があった場合において、課税免除を承認し、又は承認をしなかったときは、その旨を別に定める様式による不動産取得税課税免除承認（不承認）通知書により当該申請者に通知するものとする。

(不動産取得税の訂正の通知)

第66条 局長は、不動産取得税を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、別に定める様式による不動産取得税訂正通知（納税の通知）書により当該増額等に係る納税者に通知するものとする。

(不動産取得税の減免の承認等の通知)

第67条 局長は、条例第66条第3項の規定による申請書の提出があった場合において、減免の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による不動産取得税減免承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(不動産取得税に係る書類の様式等)

第68条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第55条	専有部分の床面積の割合の補正方法の申出書
2 条例第56条第2項	不動産取得税の課税標準等の特例の適用を受けたい旨の申告書
3 条例第59条第1項	不動産取得の申告書

4 条例第60条	不動産（土地）の価格等の通知書
5 法第73条の21第3項	不動産の価格の決定通知書
6 条例第62条又は法附則第11条の4第1項、第4項若しくは第6項	不動産取得税の減額申告書
7 条例第61条第2項又は第62条	不動産取得税の減額申告書（住宅用）
8 条例第62条	不動産取得税に係る徴収金の納税義務の免除申告書
9 条例第63条又は法附則第11条の4第2項、第5項若しくは第7項において準用する法第73条の25第1項	不動産取得税の徴収猶予に関する申告書
10 法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の2の2又は第73条の26第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）において準用する法第15条の3第3項	不動産取得税徴収猶予承認（不承認）・取消通知書
11 条例第64条又は法第73条の2第8項	不動産取得税の還付申請書
12 条例第64条	不動産取得税の還付申請書（住宅用）
13 条例第65条第2項	不動産取得税の課税免除申請書

2 条例第56条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 住宅の取得年月日及び事由
- (2) 当該住宅の取得が所有権の移転によるものである場合にあっては、前所有者の住所及び氏名又は名称

3 条例第59条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 当該不動産が土地である場合 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 当該不動産が家屋である場合 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 当該不動産の取得が所有権の移転によるものである場合 前所有者の住所及び氏名又は名称

4 条例第61条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 住宅の取得年月日及び事由
- (2) 住宅の構造及び床面積
- (3) 住宅の着工及び完成年月日又は取得年月日
- (4) 当該住宅の取得が所有権の移転によるものである場合にあっては、前所有者の住所及び氏名又は名称

5 条例第62条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。

- (1) 法第73条の27の2第1項の減額の申告をする場合
  - ア 住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積
  - イ 住宅の取得の年月日及び事由

- ウ 前所有者の住所及び氏名又は名称
  - (2) 法第73条の27の3第1項の減額の申告をする場合
    - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
    - イ 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
    - ウ 取得年月日
    - エ 収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた年月日
  - (3) 法第73条の27の4第1項の免除の申告をする場合
    - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
    - イ 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
    - ウ 譲渡担保財産の設定年月日及び設定期限
  - (4) 法第73条の27の5第1項の免除の申告をする場合
    - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
    - イ 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
    - ウ 譲渡した年月日
  - (5) 法第73条の27の6第1項の免除の申告をする場合
    - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
    - イ 売り渡し、若しくは交換し、又は現物出資した年月日
  - (6) 法第73条の27の7第1項の免除の申告をする場合
    - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
    - イ 譲渡した年月日
- 6 第1項の表の9の項の不動産取得税の徴収猶予に関する申告書（条例第63条に規定する規定による申告に係るものに限る。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 法第73条の25第1項の申告をする場合
    - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
    - イ 土地の取得年月日
    - ウ 住宅の着工及び完成予定年月日又は取得予定年月日
  - (2) 法第73条の27の2第2項の申告をする場合
    - ア 住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積
    - イ 住宅の取得の年月日及び事由
  - (3) 法第73条の27の3第2項の申告をする場合
    - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
    - イ 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
    - ウ 取得年月日
    - エ 収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けようとする年月日
  - (4) 法第73条の27の4第2項の申告をする場合
    - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
    - イ 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
    - ウ 譲渡担保財産の設定年月日及び設定期限
  - (5) 法第73条の27の5第2項において準用する法第73条の27の4第2項の申告をする場合
    - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
    - イ 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積



- ウ 譲渡しようとする年月日
- (6) 法第73条の27の6第2項の申告をする場合
  - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
  - イ 売り渡し、若しくは交換し、又は現物出資しようとする年月日
- (7) 法第73条の27の7第2項において準用する法第73条の27の4第2項の申告をする場合
  - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
  - イ 譲渡しようとする年月日
- 7 前項第1号の申告をする場合には、法第73条の24第1項第1号、第2項第1号又は第3項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を第1項の表の9の項の不動産取得税の徴収猶予に関する申告書に添付しなければならない。
- 8 条例第64条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。
  - (1) 法第73条の27第1項の申請をする場合
    - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
    - イ 土地の取得年月日
    - ウ 住宅の着工及び完成年月日又は取得年月日
  - (2) 法第73条の27の2第3項において準用する法第73条の27第1項の申請をする場合
    - 住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積
  - (3) 法第73条の27の3第3項において準用する法第73条の27第1項の申請をする場合
    - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
    - イ 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
    - ウ 収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた年月日
  - (4) 法第73条の27の4第4項の申請をする場合
    - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
    - イ 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
    - ウ 譲渡担保財産の設定年月日及び設定期限
  - (5) 法第73条の27の5第2項において準用する法第73条の27の4第4項の申請をする場合
    - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
    - イ 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
    - ウ 譲渡した年月日
  - (6) 法第73条の27の6第3項において準用する法第73条の27第1項の申請をする場合
    - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
    - イ 売り渡し、若しくは交換し、又は現物出資した年月日
  - (7) 法第73条の27の7第2項において準用する法第73条の27の4第4項の申請をする場合
    - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
    - イ 譲渡した年月日
  - (8) 法附則第11条の4第2項において準用する法第73条の27第1項の申請をする場合
    - ア 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
    - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号に規定する助成金の額
    - ウ 施設を事業の用に供した期間
  - (9) 法附則第11条の4第5項において準用する法第73条の27第1項の申請をする場合
    - ア 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
    - イ 譲渡した年月日

- ウ 譲受人が居住の用に供した年月日
- (10) 法附則第11条の4第7項において準用する法第73条の27第1項の申請をする場合
  - ア 土地の所在、地番、地目及び地積
  - イ 譲渡した年月日
  - ウ 譲受人が居住の用に供した年月日
- 9 第1項の表の11の項の不動産取得税の還付申請書又は12の項の不動産取得税の還付申請書（住宅用）には、還付の適用を受けることができることを証明する書類を添付しなければならない。
- 10 条例第66条第3項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による不動産取得税減免申請書とする。
- 11 前項の不動産取得税減免申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 納付すべき税額
  - (2) 滅失し、又は損壊した家屋の状況
  - (3) 代替不動産を取得した者にあつては、当該代替不動産の状況
  - (4) 減免を受けようとする税額及びその理由
- 12 第10項の不動産取得税減免申請書には、条例第66条第3項に規定する書類のほか、前項第2号に規定する家屋の固定資産課税台帳に登録された価格を証明する書類を添付しなければならない。
- 13 条例附則第17条第2項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による不動産取得税免除申請書とする。
- 14 前項の不動産取得税免除申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 納税者の住所及び氏名又は名称
  - (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
  - (3) 取得年月日
  - (4) 被災関連市町村に譲渡した土地の所在、地番、地目及び地積
  - (5) 免除を受けるべき額
- 15 条例附則第18条第2項において準用する条例附則第17条第2項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による不動産取得税減免申請書とする。
- 16 前項の不動産取得税減免申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 第14項第1号から第3号までに掲げる事項
  - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - (3) 収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた年月日
  - (4) 減免を受けるべき額

#### 第5節 県たばこ税

（県たばこ税の納期限の延長の承認等の通知）

第69条 局長は、法第74条の11第1項の規定による申請書の提出があつた場合において、納期限の延長の承認をし、又は承認をしなかつたときは、その旨を別に定める様式による県たばこ税の納期限の延長承認・不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

（県たばこ税に係る書類の様式）

第70条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 法第74条の11第1項	県たばこ税の納期限の延長申請書
2 法第74条の19第2項	製造たばこの売渡し数量等の通知書
3 法第74条の20第4項、第74条の23第6項又は第74条の24	県たばこ税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書

第5項

第6節 ゴルフ場利用税

(ゴルフ場利用税の等級の適用区分)

第71条 条例第70条第2項に規定する規則で定める等級の適用区分は、次の表のとおりとする。

等級	等級適用区分		
	27ホール以上のもの	18ホール以上27ホール未満のもの	9ホール以上18ホール未満のもの
1級	利用料金が13,000円以上のもの	利用料金が17,000円以上のもの	
2級	利用料金が10,000円以上13,000円未満のもの	利用料金が14,000円以上17,000円未満のもの	
3級	利用料金が7,000円以上10,000円未満のもの	利用料金が11,000円以上14,000円未満のもの	
4級	利用料金が6,000円以上7,000円未満のもの	利用料金が8,000円以上11,000円未満のもの	
5級	利用料金が5,000円以上6,000円未満のもの	利用料金が5,000円以上8,000円未満のもの	利用料金が8,000円以上のもの
6級	利用料金が5,000円未満のもの	利用料金が3,000円以上5,000円未満のもの	利用料金が6,000円以上8,000円未満のもの
7級		利用料金が3,000円未満のもの	利用料金が4,000円以上6,000円未満のもの
8級			利用料金が3,000円以上4,000円未満のもの
9級			利用料金が3,000円未満のもの

備考 利用料金とは、ゴルフ場の平日の利用料金（会員制のゴルフ場にあつては、非会員の平日の利用料金）をいう。

- 2 局長は、前項の規定により等級を決定し、当該等級を別に定める様式によるゴルフ場利用税の等級決定通知書により当該ゴルフ場に係る特別徴収義務者に通知するものとする。
- 3 局長は、ゴルフ場の規模及び利用料金の異動により当該等級を変更する必要があるときは、その等級を変更するものとし、その旨を別に定める様式によるゴルフ場利用税の等級決定通知書により当該ゴルフ場に係る特別徴収義務者に通知するものとする。

(早朝又は薄暮におけるゴルフ場の利用)

第72条 条例第71条第1項第3号に規定する早朝又は薄暮におけるゴルフ場の利用で規則で定めるものは、次に掲げる利用とする。

- (1) 早朝における利用で、午前9時までにその利用を終了するもの
- (2) 薄暮における利用で、午後3時以後にその利用を開始するもの

(ゴルフ場利用税の税率の特例に係る揭示義務)

第73条 条例第72条第2項の規定による指定の通知を受けた特別徴収義務者は、当該ゴルフ場における利用行為について税率の特例の適用がある旨及び適用の内容等を記載した文書で局長の承認するものを、当該ゴルフ場のうち局長が認める公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の指定)

第74条 条例第73条に規定するゴルフ場利用税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものは、ゴルフ場の経営者以外の者で局長がゴルフ場利用税の徴収の便宜を有する者と認めて指定するものとする。

2 局長は、条例第73条の規定によりゴルフ場利用税の特別徴収義務者を指定した場合においては、別に定める様式によるゴルフ場利用税の特別徴収義務者指定通知書によりその特別徴収義務者として指定した者に通知するものとする。

(ゴルフ場利用税の証票)

第75条 条例第77条第3項に規定する規則で定める証票は、様式第6号によるものとする。

(ゴルフ場利用税の証票の再交付)

第76条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、前条の証票を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、別に定める様式によるゴルフ場利用税に係る証票の紛失・破損、汚損届出書により局長に届け出なければならない。

2 局長は、前項の規定による届出があった場合において、その届出の事実が誤りがないと認めるときは、当該届出に係る特別徴収義務者に対し証票を再交付するものとする。

(ゴルフ場利用税交付金の交付の通知)

第77条 局長は、法第103条の規定により、ゴルフ場所在の市町村に対してゴルフ場利用税交付金を交付する場合は、別に定める様式によるゴルフ場利用税交付金交付通知書により当該市町村の長に通知するものとする。

(帳簿の電磁的記録による保存等)

第78条 条例第79条の規定に基づき帳簿(条例第78条の帳簿をいう。以下この節において同じ。)に係る電磁的記録(条例第79条に規定する電磁的記録をいう。以下この節において同じ。)の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。)第25条第1項の規定の例により当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

(帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第79条 条例第80条第1項の規定に基づき帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(同項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下この節において同じ。)による保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、総務省令第26条第1項の規定の例により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

2 条例第80条第2項に規定する規則で定める場合は、総務省令第26条第3項に定める場合とする。

3 条例第80条第2項の規定に基づき帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようとする特別徴収義務者は、総務省令第26条第4項の規定の例により当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

(ゴルフ場利用税に係る書類の様式等)

第80条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第72条第2項	特例税率適用ゴルフ場の指定(取消)通知書
2 法第83条第2項	ゴルフ場利用税納入申告書
3 条例第77条第1項	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書・ゴルフ場利用税の納税者としての申告書
4 法第84条第5項	ゴルフ場利用税に係る廃業・証票の返納申告書
5 法第87条第4項、第90条第6項又は第91条第5項	ゴルフ場利用税更正、決定・加算金決定通知(納税の通知)書

2 条例第71条第2項に規定する規則で定める申出書は、別に定める様式によるゴルフ場利用税の非課税(又は特例税率)の適用がある旨の申出書とする。

3 前項のゴルフ場利用税の非課税(又は特例税率)の適用がある旨の申出書には、非課税又は特例税率に該当する事由を記載しなければならない。

4 条例第72条第1項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による特例税率適用ゴルフ場の指定申請書とする。

5 前項の特例税率適用ゴルフ場の指定申請書には、ゴルフ場の利用料金の軽減の状況を記載しなければならない。

6 条例第77条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 設備の概要
- (2) 利用料金
- (3) 開設の年月日又は経営の期間
- (4) 所在する市町村ごとの面積
- (5) 利用料金以外の料金
- (6) 納税管理人の住所及び氏名

#### 第7節 軽油引取税

(軽油引取税の特別徴収義務者の指定)

第81条 条例第84条第1項に規定する軽油引取税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものは、元売業者及び特約業者以外の者で局長が軽油引取税の徴収の便宜を有するものと認めて指定する者とする。

2 局長は、条例第84条第1項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者を指定した場合には、別に定める様式による軽油引取税の特別徴収義務者指定通知書によりその特別徴収義務者として指定した者に通知するものとする。

(軽油引取税の証票の再交付)

第82条 軽油引取税の特別徴収義務者は、条例第86条の規定により交付があった証票を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、別に定める様式による軽油引取税に係る証票の紛失・破損、汚損届出書により局長に届け出なければならない。

2 局長は、前項の規定による届出があった場合において、その届出の事実には誤りがないと認めたときは、当該届出に係る特別徴収義務者に対し証票を再交付するものとする。

(免税軽油使用者証の有効期間)

第83条 条例第88条第1項に規定する免税軽油使用者証（以下「免税軽油使用者証」という。）の有効期間は、交付の日から3年とする。

(免税証の有効期間)

第84条 政令第43条の15第10項に規定する知事が定める期間は、条例第87条に規定する免税証（以下「免税証」という。）の交付の日から1年以内において局長が当該免税証に記入した期間とする。

(報告対象免税軽油の数量等)

第85条 条例第89条に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 免税軽油の1年間における引取りの見込数量が3キロリットル未満であること。
- (2) 免税軽油使用者証の交付を受けた者が国、地方公共団体若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は船舶の使用者若しくは農業を営む者であること。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の承認等の通知)

第86条 局長は、条例第91条の規定による軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除に係る申請書の提出があった場合においては、その理由があるかどうかについて調査し、当該申請書の提出があった日から60日以内に承認又は不承認について、別に定める様式による軽油引取税還付・納入義務免除承認（不承認）通知書により当該申請者に通知するものとする。

(軽油引取税に係る書類の様式等)

第87条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第85条第1項又は第3項	軽油引取税特別徴収義務者登録（登録変更）申請書（登録票）

2 条例第85条第4項	軽油引取税特別徴収義務者登録の消除申請書
3 法第144条の15第2項又は条例第85条第6項	軽油引取税特別徴収義務者登録・登録消除通知書
4 条例第90条第1項	徴収猶予申請書
5 法第144条の44第4項、第144条の47第6項又は第144条の48第5項	軽油引取税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書

2 法第144条の14第4項に規定する軽油引取税を課されないこととされる引取り（法第144条の5第2号に掲げる軽油の引取りに限る。）に係る軽油の数量を証明する書類は、次に掲げる事項が記載された書類及び当該記載事項についての事実を明らかにする書類とする。

- (1) 当月中に引取りを行った当該軽油の数量
- (2) 当該軽油に係る引取り、引渡し等の状況
- (3) 既に課された軽油引取税の申告がされた都道府県及びその機関等の名称
- (4) 前号の申告をした者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）
- (5) 軽油引取税を課された後の当該軽油の流通の状況
- (6) 当該軽油につき現実の納入を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）並びに当該納入に係る軽油の数量
- (7) 前号の軽油の納入に係る輸送を行った者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）

3 条例第85条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。

- (1) 事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合
  - ア 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
  - イ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要
  - ウ 事務所又は事業所の営業開始年月日
  - エ 販売契約を締結している元売業者の名称及び所在地
  - オ 事務所又は事業所以外の貯蔵設備の貯蔵開始年月日
- (2) 事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合
  - ア 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
  - イ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要
  - ウ 特別徴収義務者として指定された日
  - エ 販売契約を締結している元売業者の名称及び所在地
  - オ 事務所又は事業所以外の貯蔵設備の貯蔵開始年月日
- (3) 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合
  - ア 軽油の納入地
  - イ 当該納入を受ける者の氏名又は名称及び住所
  - ウ 販売契約を締結している元売業者の名称及び所在地
  - エ 納入開始日

4 条例第90条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 納入すべき徴収金の事業年度、月別、納期限、名称及び金額
- (2) 徴収の猶予を受けようとする金額
- (3) 徴収の猶予を受けようとする理由及びその期間
- (4) 提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項

- 5 条例第92条第1項に規定する規則で定める届書は、別に定める様式による軽油の返還届出書とする。
- 6 前項の軽油の返還届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 軽油を売り渡した年月日及びその数量
  - (2) 軽油の返還があった年月日及びその数量
  - (3) 軽油を返還した者の住所及び氏名
  - (4) 軽油の販売契約を解除した年月日及びその事由
- 7 条例第92条第2項及び第93条第3項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による軽油引取税還付・納入義務免除申請書とする。
- 8 前項の軽油引取税還付・納入義務免除申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 還付又は免除を受けようとする税額
  - (2) 解除された販売契約又は交付を受けた免税証の明細
- 9 条例第93条第1項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による軽油引取税免税承認申請書とする。
- 10 前項の軽油引取税免税承認申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 免税軽油以外の軽油を免税用途（法第144条の6に規定する用途をいう。以下この条において同じ。）に供した数量及びその理由
  - (2) 免税証の交付を申請することができなかつた理由
- 11 条例第93条第2項に規定する規則で定める承認書は、別に定める様式による軽油引取税免税承認書とする。
- 12 前項の軽油引取税免税承認書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
  - (2) 免税軽油以外の軽油の引渡しを行った年月日並びに販売業者の事務所又は事業所の所在地及び氏名又は名称

#### 第8節 自動車税

（環境性能割に係る納税済印の形式）

第88条 条例第95条第2項に規定する規則で定める納税済印は、様式第7号によるものとする。

（環境性能割の課税免除を受けることができる者）

第89条 条例第98条第1項ただし書に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる自動車（法第145条第3号の自動車に限る。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する自動車 当該自動車を譲渡した場合で使用者の変更をするときに係る同法第12条の規定による登録をした者
- (2) 前号に掲げる自動車以外の自動車 道路運送車両法の規定による自動車検査証の記載事項の変更（当該自動車を譲渡した場合に限る。以下この号において同じ。）をした者若しくは返納をした者又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の規定による軽自動車届出済証の記載事項の変更をした者若しくは返納をした者

（環境性能割の課税免除に係る身体障害者等の範囲）

第90条 条例第98条第1項第2号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（別表第3において「身体障害者」という。）であつて、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、それぞれ同表の1の(1)又は(2)の欄に定める障害の級別に該当するもの
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳（以下「戦傷病者手帳」という。）の交付を受けている者（別表第3において「戦傷病者」という。）であつて、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、それぞれ同表の2の(1)又は(2)の欄に掲げる障害の程度に該当するもの

2 条例第98条第1項第2号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「

精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者(別表第3において「精神障害者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、それぞれ同表の3の欄に掲げる障害等級に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの  
ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第52条第1項に規定する支給認定を受けているもの

イ 市町村長から重度心身障害者医療費受給者証その他これに類するものの交付を受けているもの

(2) 知事が交付する療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けている者(別表第3において「知的障害者」という。)であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、それぞれ同表の4の欄に掲げる障害の程度に該当するもの  
(環境性能割の課税免除の承認等の通知)

第91条 局長は、条例第98条第3項の規定による申請書(同条第1項第2号に係るものに限る。)の提出があったときは、当該申請書を提出する際に提示された身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に別に定める様式による自動車税環境性能割免除申請済印を押印するとともに、速やかに、当該申請に係る自動車の取得が同号に掲げる自動車の取得に該当するかどうかを審査し、その結果を別に定める様式による自動車税環境性能割・種別割課税免除承認(不承認)・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 局長は、条例第98条第3項の規定による申請書(同条第1項第3号又は第4号に係るものに限る。)の提出があったときは、速やかに、当該申請に係る自動車の取得が同項第3号又は第4号に掲げる自動車の取得に該当するかどうかを審査し、その結果を別に定める様式による自動車税環境性能割・種別割課税免除承認(不承認)・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(環境性能割交付金の交付の通知)

第92条 知事は、法第177条の6第1項の規定により県内の市町村に対し環境性能割交付金を交付する場合は、別に定める様式による自動車税環境性能割交付金交付通知書により当該市町村の長に通知するものとする。

(環境性能割の減免の承認等の通知)

第93条 局長は、条例第99条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、減免の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車税環境性能割減免承認(不承認)・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(環境性能割に係る書類の様式等)

第94条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 法第161条第2項	自動車税環境性能割修正申告書
2 法第164条第2項	譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割の納税義務の免除申告書
3 法第164条第5項	譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割の徴収猶予通知書
4 法第164条第5項	譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割の徴収猶予取消通知書
5 法第164条第6項又は第165条第2項	自動車税環境性能割還付申請書
6 法第168条第4項、第171条第6項又は第172条第5項	自動車税環境性能割更正、決定・加算金決定通知(納税の通知)書

2 前項の表の5の項の自動車税環境性能割還付申請書には、還付を受けることができることを証明する書類を添付しなければならない。

3 条例第98条第3項に規定する規則で定める申請書は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

(1) 条例第98条第1項第2号に掲げる自動車 別に定める様式による身体障害者等に係る自動車税環境性能割課税免除申請書



(2) 条例第98条第1項第3号又は第4号に掲げる自動車 別に定める様式による身体障害者等の利用に係る自動車税環境性能割課税免除申請書

4 前項第1号の身体障害者等に係る自動車税環境性能割課税免除申請書を提出する場合において、課税免除を受けようとする自動車は次の表の左欄に掲げるものに該当するときは、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類を添付しなければならない。

自動車	書類
1 身体障害者等（条例第98条第1項第2号に規定する身体障害者等をいう。以下同じ。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車	(1) 申請者、身体障害者等及び自動車を運転する者が生計を一にすることを確認することができる書類 (2) 次のいずれかの書類 ア 通学、通所、通院又は通勤に使用する場合にあっては、その事実を証明する書類であって別に定めるもの イ 生業に使用する場合にあっては、使用する理由及び使用状況を記録した書類
2 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車	(1) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の住民票の写し (2) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し (3) 運行状況を記録した書類（常時介護する者が、申請者のために少なくとも1年以上の期間にわたり1週間のうち3日以上運転を現に行い、又は行う見込みがあることを1週間を単位として記載したものに限る。） (4) 1の項の(2)に掲げるいずれかの書類

5 条例第98条第3項に規定する規則で定める書類は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳とする。

6 条例第99条第2項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による自動車税環境性能割減免申請書とする。

7 前項の自動車税環境性能割減免申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 滅失し、又は損壊した自動車又は軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この条において「被災自動車」という。）及び被災自動車に代わるものとして取得した自動車に係る登録番号及び価額

(2) 減免を受けようとする税額及びその理由

8 第6項の自動車税環境性能割減免申請書には、条例第99条第2項に規定する書類のほか、被災自動車及び被災自動車に代わるものとして取得した自動車に係る自動車検査証の写しを添付しなければならない。

（種別割に係る納税済印の形式）

第95条 条例第102条第2項に規定する規則で定める納税済印は、様式第7号のとおりとする。

（中古商品自動車に係る種別割の減額の承認等の通知）

第96条 局長は、条例第107条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、減額の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減額に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による中古商品自動車に係る自動車税種別割の減額承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

（種別割の課税免除の承認等の通知）

第97条 局長は、条例第108条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、課税免除の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動

車税種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 局長は、条例第109条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、課税免除の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認した後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による生活交通路線を運行する一般乗合用バスに係る自動車税種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 局長は、条例第110条第3項、第111条第2項又は第112条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、課税免除の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を別に定める様式による自動車税種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書により、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を別に定める様式による自動車税環境性能割・種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

（種別割の課税免除に係る金額）

第98条 条例第110条第2項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、43,500円（条例附則第22条の規定の適用を受けるものにあつては、45,000円）に当該各号に定める月数を乗じて得た額を12で除して得た額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

（1） 法第177条の10第1項の規定により課する種別割（第3号に掲げるものを除く。） 納税義務が発生した月の翌月から当該年度の3月までの月数

（2） 法第177条の10第2項の規定により課する種別割（次号に掲げるものを除く。） 当該年度の4月から納税義務が消滅した月までの月数

（3） 法第177条の10第1項及び第2項の規定により課する種別割 納税義務が発生した月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数

（条例第110条第3項に規定する規則で定める場合）

第99条 条例第110条第3項に規定する規則で定める場合は、前年度に種別割が免除された自動車（別表第3の3の欄に掲げる障害等級に該当する者に係るものとして種別割が免除された自動車を除く。）について免除を受けた者が前年度に引き続き種別割の免除の申請をする場合であつて、前年度にした申請と同一の内容（運転免許証の有効期間の更新その他局長が認める軽微な変更以外の変更がない場合を含む。）により申請をするときとする。

（種別割の課税免除申請に係る身体障害者手帳等への押印）

第100条 局長は、条例第110条第3項の規定により第103条第9項に規定する書類及び運転免許証の提示を受けたときは、身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に別に定める様式による自動車税種別割免除申請済印を押印するものとする。

（種別割の軽減の承認等の通知）

第101条 局長は、条例第113条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、軽減の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により軽減に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車税種別割軽減承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

（種別割の訂正の通知）

第102条 局長は、種別割を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、別に定める様式による自動車税種別割訂正通知（納税の通知）書により当該納税者に通知するものとする。

（種別割に係る書類の様式等）

第103条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第106条	所有権留保付自動車に係る自動車税種別割の賦課徴収に関する報告書

2 条例第107条第2項	中古商品自動車に係る自動車税種別割の減額申請書
3 条例第108条第2項又は第112条第2項	自動車税種別割課税免除承認申請書
4 条例第109条第2項	生活交通路線を運行する一般乗合用バスに係る自動車税種別割の課税免除申請書
5 条例第110条第3項	身体障害者等に係る自動車税種別割課税免除申請書
6 条例第111条第2項	身体障害者等の利用に係る自動車税種別割課税免除申請書
7 条例第114条	自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

2 条例第106条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自動車の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (2) 自動車に係る賦払金の支払場所
- (3) 自動車の所有権を当該自動車の買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (4) 自動車の占有の有無
- (5) 自動車に係る賦払金の完済の予定年月日
- (6) 自動車の所有権を当該自動車の買主へ移転する旨の通知をした日

3 条例第107条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象自動車の主たる定置場所在地
- (2) 減額を受けるべき額
- (3) 対象自動車の登録年月日及び車台番号
- (4) 対象自動車の年税額

4 第1項の表の2の項の中古商品自動車に係る自動車税種別割の減額申請書には、条例第107条第2項に規定する書類のほか、営業所所在地の市町村税の滞納処分を申請日前2年間受けたことがないことを証明する書類を添付しなければならない。

5 条例第108条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自動車の種類、用途、車名、型式及び乗車定員又は最大積載量
- (2) 自動車の主たる定置場所在地
- (3) 免除を受けようとする理由

6 条例第109条第2項に規定する規則で定める事項は、免除を受けようとする一般乗合用バスの登録番号、車台番号、乗車定員、税率、主たる定置場所在地、全走行キロ数、生活交通路線の走行キロ数及び全走行キロ数に対する生活交通路線の走行キロ数の割合とする。

7 条例第110条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 免除を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合にあっては、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所、生年月日及び年齢
- (3) 自動車を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) 運転免許証の有効期間の末日
- (5) 申請の理由
- (6) 免除を受けようとする税額及びその期間
- (7) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳に記載された障害の程度その他障害の状況
- (8) 納税義務者となる所有者又は使用者の住所及び氏名

8 第94条第4項の規定は、第1項の表の5の項の身体障害者等に係る自動車税種別割課税免除申請書に添付する書類について準用する。

9 条例第110条第3項に規定する規則で定める書類は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳とする。

- 10 条例第111条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 自動車の種別、用途、車名及び型式並びに自家用又は営業用の別
  - (2) 乗車定員、最大積載量及び総排気量
  - (3) 自動車の主たる定置場所在地
  - (4) 専ら身体障害者等の利用に供するための構造上の特別の仕様の内容又は構造変更の内容
- 11 条例第112条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 自動車の種別、用途、車名及び型式
  - (2) 乗車定員、最大積載量及び総排気量
  - (3) 自動車の主たる定置場所在地
- 12 条例第113条第2項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による自動車税種別割軽減申請書とする。
- 13 前項の自動車税種別割軽減申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 軽減を受けようとする自動車の登録番号
  - (2) 修繕費
  - (3) 保険金等により補てんされるべき金額
  - (4) 軽減を受けようとする税額及びその理由
- 14 第12項の自動車税種別割軽減申請書には、条例第113条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 修繕費の明細を記載した請求書又は領収書の写し及び保険金等により補てんされるべき金額を証明する書類
  - (2) 前項第1号の自動車に係る自動車検査証の写し

第9節 鉦区税及び固定資産税

(鉦区税の訂正の通知)

第104条 局長は、鉦区税を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、別に定める様式による鉦区税訂正通知(納税の通知)書により当該納税者に通知するものとする。

(鉦区税に係る書類の様式等)

第105条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第117条第1項	鉦区税納税義務発生・消滅・異動申告書
2 条例第118条	鉦区税納税証明書

- 2 条例第117条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 鉦業権の登録番号、鉦種、鉦区の面積又は河床の延長及び存続期間
  - (2) 県内の主たる事務所又は事業所(主たる事務所又は事業所を有しないときは、県内において納税の便宜を有する場所)の所在地及び名称
  - (3) 納税義務の発生、消滅又は異動の年月日及び事由
- (固定資産税に係る書類の様式)

第106条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 法第742条第1項又は第3項	大規模の償却資産と認められる償却資産の指定通知書
2 法第742条第2項	大規模の償却資産と認められる償却資産の通知書
3 法第743条第1項又は第2項	大規模の償却資産の価格等の決定(修正)通知書

第3章 目的税

(狩猟税に係る書類の様式等)

第107条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第125条第1項	狩猟税申告書
2 条例第125条第3項	証明書

2 条例第125条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 狩猟免許に係る猟具の種類
- (2) 狩猟免状の交付年月日及び番号
- (3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別
- (4) 税額

#### 第4章 県税関係の申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の特例

(県税関係の申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の特例)

第108条 県税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条の規定に基づく電子情報処理組織による申請等については、知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県規則第26号。以下「情報通信技術利用規則」という。）の定めるところによる。

(事前届出等)

第109条 前条に定めるもののほか、県税に係る情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する申請等を行おうとする者は、知事の定めるところにより、住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）、対象とする手続の範囲その他知事が必要と認める事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を行う者は、当該届出を行うときに、当該届出に係る情報に情報通信技術利用規則第2条第1号に規定する電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（同条第2号に規定する電子証明書をいう。）であって、情報通信技術利用規則第3条第4項各号のいずれかに該当するものを併せて送信するものとする。ただし、別に定める方法により当該届出を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、識別符号及び暗証符号並びに同項の申請等に利用することができるプログラムを付与するものとする。ただし、当該届出をした者が既にこれらを付与されている場合は、この限りでない。

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

5 第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩手県県税条例施行規則に定める様式及び別に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出し、又は交付する申請書等又は通知書等について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書等又は通知書等については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前の岩手県県税条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）様式第1号又は第2号の徴税吏員証の交付を受けた職員については、改正前の規則様式第1号及び第2号の規定は、施行日から起算して1年を経過する日までの間、なおその効力を有する。

(過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

4 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和45年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(条例第3条に規定する規則で定める場合等)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">個人の事業税</td> <td style="width: 60%;"><u>岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）第36条の規定による通知を受けた場合</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）第36条の規定による通知を受けた場合</u>	[略]	[略]			<p>(条例第3条に規定する規則で定める場合等)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">個人の事業税</td> <td style="width: 60%;"><u>岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）第60条の規定による通知を受けた場合</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）第60条の規定による通知を受けた場合</u>	[略]	[略]		
個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）第36条の規定による通知を受けた場合</u>	[略]											
[略]													
個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）第60条の規定による通知を受けた場合</u>	[略]											
[略]													
備考 改正部分は、下線の部分である。													

(旧農村地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

- 5 農村地域における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止する規則（平成22年岩手県規則第62号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農村地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和47年岩手県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(条例第3条に規定する規則で定める場合等)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">個人の事業税</td> <td style="width: 60%;"><u>岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）第36条の規定による通知を受けた場合</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）第36条の規定による通知を受けた場合</u>	[略]	[略]			<p>(条例第3条に規定する規則で定める場合等)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">個人の事業税</td> <td style="width: 60%;"><u>岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）第60条の規定による通知を受けた場合</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）第60条の規定による通知を受けた場合</u>	[略]	[略]		
個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）第36条の規定による通知を受けた場合</u>	[略]											
[略]													
個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）第60条の規定による通知を受けた場合</u>	[略]											
[略]													
備考 改正部分は、下線の部分である。													

(特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則の一部改正)

- 6 特定区域における産業の活性化に関する条例施行規則（平成18年岩手県規則第88号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p>(条例第8条に規定する規則で定める場合等)</p> <p>第8条 条例第8条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除又は不均一課税に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">個人の事業税</td> <td style="width: 60%;"><u>岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）第</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）第</u>	[略]	<p>(条例第8条に規定する規則で定める場合等)</p> <p>第8条 条例第8条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除又は不均一課税に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">個人の事業税</td> <td style="width: 60%;"><u>岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）第</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）第</u>	[略]
個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）第</u>	[略]					
個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）第</u>	[略]					

	<u>36条の規定による通知を受け</u> た場合			<u>60条の規定による通知を受け</u> た場合	
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

7 特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成24年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(条例第3条に規定する規則で定める場合等)			(条例第3条に規定する規則で定める場合等)		
第3条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。			第3条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除に関し同表中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表右欄に定める期限とする。		
個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）第36条の規定による通知を受け</u> た場合	[略]	個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）第60条の規定による通知を受け</u> た場合	[略]
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部改正)

8 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則（平成28年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(条例第4条に規定する規則で定める場合等)			(条例第4条に規定する規則で定める場合等)		
第2条 条例第4条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除又は不均一課税に関し同表の中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に定める期限とする。			第2条 条例第4条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の課税免除又は不均一課税に関し同表の中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に定める期限とする。		
個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）第36条の規定による通知を受け</u> た場合	[略]	個人の事業税	<u>岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）第60条の規定による通知を受け</u> た場合	[略]
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1（第39条関係）

納税証紙印

自動車税（環境性能割・種別割）



円

納税証紙印

No.  岩手県

大きさ 縦23.0ミリメートル、横65.0ミリメートル

別表第2（第41条関係）

始動票札



大きさ 縦54.0ミリメートル、横86.0ミリメートル

別表第3（第99条関係）

身体障害者等の区分	1 身体障害者		2 戦傷病者		3 精神障害者	4 知的障害者
	(1) 本人が運転する場合	(2) 生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合	(1) 本人が運転する場合	(2) 生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合	本人が運転する場合又は生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する場合	本人が運転する場合又は生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する場合
視覚障害	1級から4級までの各級	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各級	特別項症から第4項症までの各級		
聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級	特別項症から第4項症までの各級	特別項症から第4項症までの各級		
平衡機能障害	3級	3級	特別項症から第4項症までの各級	特別項症から第4項症までの各級		
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声		特別項症から第2項症までの各級			



		機能障害がある場合に限る。)		(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)			
上肢不自由		1級及び2級	1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症		
下肢不自由		1級から6級までの各級	1級から3級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第3項症までの各項症		
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第4項症までの各項症	1級	A
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級				
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級				
心臓機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症		
じん臓機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症		
呼吸器機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症		
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症		
小腸の機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級までの各級	1級から4級までの各級				
肝臓機能障害		1級から4級までの各級	1級から4級までの各級	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで		


備考1 表中1の(1)及び(2)の欄に定める障害の級別は身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別を、2の(1)及び(2)の欄に定める障害の程度は恩給法(大正12年法律第48号)別表の第1号表ノ2に定める重度障害の程度又は同表の第1号表ノ3に定める障害の程度を、3の欄に定める障害等級は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級を、4の欄に定める障害

の程度は療育手帳の障害の程度を表す。

- 2 身体に複数の障害を有する身体障害者にあつては、それぞれの障害が、身体障害者手帳の「身体障害者手帳の身体障害者等級表による級別」欄に記載された障害の級別に該当するものとみなす。

様式第1号（第7条関係）

(表)

写 真	
縦3センチメートル、横2.5センチメートル	
押出 スタンプ	
徴 税 吏 員 証	
岩手県徴税吏員 氏 名	
年 月 日交付	
岩手県知事 	


(裏)

1 この証票を所持する者は、地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第3号に規定する徴税吏員の身分を有する者である。
2 この証票は、県税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合又は滞納処分に関する調査のための質問、検査若しくは捜索を行う場合においては必ず携帯しなければならない。
3 この証票は、関係人の要求があつたときは、提示しなければならない。
4 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

大きさ 縦9センチメートル、横5.5センチメートル

様式第2号（第7条関係）

(表)

写 真	
縦3センチメートル、横2.5センチメートル	
押出 スタンプ	
徴 税 吏 員 証	
岩手県徴税吏員 氏 名	
年 月 日交付	
岩手県知事 	

(裏)

1 この証票を所持する者は、地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第3号に規定する徴税吏員の身分を有する者であり、かつ、同法第1章第16節に規定する職務を行う徴税吏員として指定された者である。
2 この証票は、県税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合、滞納処分に関する調査のため質問、検査若しくは捜索を行う場合又は県税の犯則事件に関する調査のため質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え若しくは記録命令付差押えを行う場合においては、必ず携帯しなければならない。
3 この証票は、関係人の要求があつたときは、提示しなければならない。
4 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

大きさ 縦9センチメートル、横5.5センチメートル

様式第3号（第33条関係）

差 押 物 件 封 印 票

年 月 日差押え
----------

県税滞納処分差押物件 印

差押えの表示封印又は物件を損壊したときは、刑法（明治40年法律第45号）第96条及び第262条により処罰されます。

大きさ 縦5.5センチメートル、横18センチメートル

備考 印は、広域振興局長の印を押印してください。

様式第4号（第33条関係）

差 押 公 示 書	
年 月 日	
広域振興局長 氏 名 印	
次の財産は、滞納金額を徴収するため差し押さえたものであることを公示します。 この公示書を破棄し、又は損壊したときは、刑法（明治40年法律第45号）第96条及び第262条の規定により処罰されます。	
滞納者	住所（居所）
	氏 名
差 押 年 月 日	
差押財産の表示	

(A4)

様式第5号（第37条関係）

領 置  
県税犯則事件差 押物件封印票  
記録命令付差押

領 置 年 月 日差 押 え 記録命令付差押え
領 置 県 税 犯 則 事 件 差 押 物 件 記録命令付差押
所 属
岩手県徴税吏員 氏 名 印

大きさ 縦5.5センチメートル、横18センチメートル

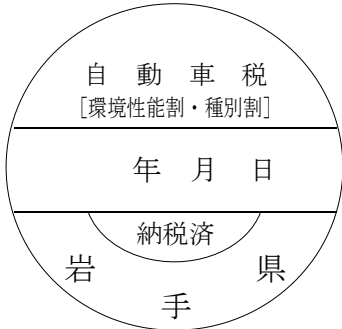
様式第6号（第75条関係）

第 号
ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証

特別徴収義務者
住所（所在地）
氏名（名称）
岩 手 県

大きさ 縦10.5センチメートル、横14.8センチメートル

様式第7号（第88条、第95条関係）



直径2.5センチメートル